

○ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則

平成十六年十二月二十八日

宮城県規則第四百十六号

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則をここに公布する。

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ふるさと宮城の水循環保全条例（平成十六年宮城県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道水源特定保全地域の案の公告)

第二条 条例第十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 水道水源特定保全地域の名称
- 二 水道水源特定保全地域に含まれる土地の区域（その区域を拡張する場合にあっては、当該拡張に係る部分に限る。）
- 三 流域水循環計画の概要
- 四 縦覧の期間及び場所

(意見書の提出)

第三条 条例第十三条第四項に規定する意見書（以下この条において「意見書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道水源特定保全地域の名称
- 三 健全で恵み豊かな水環境を保全する見地からの意見

(開発行為の届出)

第四条 条例第十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、開発行為届出書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 開発行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 開発行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 開発行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 四 開発行為の終了後における開発行為地及びその付近の地形及び地質並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

3 条例第十四条第一項の影響予測評価は、水環境の現況を調査し、及び将来の状況を予測することによって行い、その結果を水環境影響報告書として取りまとめなければならない。

(届出を要しない行為)

第五条 条例第十四条第二項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- 一 鉱物の掘採又は土石の採取
- 二 木竹の伐採

- 三 工作物（当該工作物の水平投影面積が千平方メートルを超えないものに限る。）の新築、改築又は増築
 - 四 土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 2 条例第十四条第二項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。
- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第一項若しくは第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可及び同法第三十四条の二第一項の規定による届出を要する行為
 - 二 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可及び同法第二十条第六項、第二十一条第六項又は第三十三条第一項の規定による届出を要する行為
 - 三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十条の規定による承認及び同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項又は第五十八条の六第一項の規定による許可を要する行為
 - 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可、同法第九条第一項、又は第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を要する行為
 - 五 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十七条第一項又は第二十五条第四項の規定による許可及び同法第二十八条第一項の規定による届出を要する行為
 - 六 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）による環境影響評価の実施を要する行為
 - 七 市町村の条例の規定による許可、認可、届出等を要する行為であつて、水道水源特定保全地域における良好な水環境に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるとして、知事が別に定めるもの
- 3 条例第十四条第二項第四号の規則で定める行為は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 条例第十四条第二項第九号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。
- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二百二十五条第一項の規定による許可及び同法第二百二十七条第一項の規定による届出を要する行為
 - 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定による認可、同法第三十三条の五第一項の規定による変更の認可及び同条第二項の規定による届出を要する行為
 - 三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項又は第六条第一項の規定による許可を要する行為
 - 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による許可を要する行為
 - 五 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定による認可、同法第二十条第一項の規定による変更の認可及び同条第二項の規定による届出を要する行為
 - 六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による届出を要する行為（同条第一項ただし書の政令で定める行為を含む。）
 - 七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による許可を要する行為

- 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定による許可を要する行為(同項ただし書の政令で定める行為を含む。)
- 九 県立自然公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十号)第十条第三項の規定による許可及び同条第五項又は同条例第十二条第一項の規定による届出を要する行為
- 十 自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第十八条第一項の規定による許可、同条例第二十一条第一項、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出、同条例第十八条第四項後段の規定による協議及び同条例第二十一条第五項又は第二十六条第五項の規定による通知を要する行為
- 十一 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)第十一条第一項又は第三十六条第一項の規定による許可及び同条例第十二条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)又は第二十四条第一項の規定による届出を要する行為
- 十二 環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)による環境影響評価の実施を要する行為
- 十三 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)第五条第一項又は第六条第二項の規定による許可を要する行為
- 十四 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十七年宮城県条例第百五十一号)第十四条第二項の規定による説明を要する行為(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定による許可及び同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を要する行為を除く。)
- 十五 法令(条例を含む。以下同じ。)又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(変更の届出)

第六条 条例第十四条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名若しくは名称又は住所
- 二 開発行為(変更後の行為が条例第十四条第二項第一号から第四号まで、第六号、第七号又は第九号に掲げる行為に該当することとなるものを除く。次号において同じ。)の施行方法
- 三 開発行為の場所
- 四 開発行為の着手予定年月日又は完了予定年月日

2 条例第十四条第三項の規定による変更の届出をしようとする者は、前項第一号に掲げる事項の変更の場合には氏名(名称・住所)変更届出書(様式第二号)を、同項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の場合には開発行為変更届出書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとする場合には、前項の届出書に、第四条第二項各号に掲げる図書のうち、当該変更の内容を明らかにするものを添付しなければならない。

4 前項に規定する場合には、条例第四条第一項の影響予測評価を再度行わなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

(住民説明会の開催等)

第七条 知事は、条例第十四条第一項又は第三項の規定による届出があったときは、第四条第三項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する水環境影響報告書を十五日間、県の庁舎その他の県の施設又は関係市町村の庁舎その他の施設に備え付け、一般の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による縦覧があったときは、当該縦覧に係る水道水源特定保全地域の住民又は利害関係人は、同項に規定する縦覧期間の満了の日までに、健全で恵み豊かな水環境を保全する見地からの意見書を知事に提出することができる。

3 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道水源特定保全地域の名称
- 三 健全で恵み豊かな水環境を保全する見地からの意見

4 知事は、第二項の規定による意見書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、第一項に規定する縦覧期間の満了の日から起算して十五日を経過する日までに、条例第十四条第五項の規定による住民説明会の開催を求めるものとする。

5 条例第十四条第一項又は第三項の規定による届出をした者は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めのあつた日から起算して十四日を経過する日までに、同条第五項の規定による住民説明会を開催しなければならない。

（中止の届出）

第八条 条例第十四条第一項の規定による届出をした者は、開発行為を取りやめたときは、開発行為中止届出書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第九条 条例第十七条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

別表（第五条関係）

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ハ 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ニ 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ホ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道若しくは索道の交通の安全又は航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

ヘ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、移転し、又は撤去すること。

- ト 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
 - チ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
 - リ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
 - ヌ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後においてその高さが二十メートルを超えるものを除く。）。
 - ル 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
 - ヲ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、増築すること。
 - ワ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
 - カ 法令等の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
 - ヨ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。
 - タ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。
 - レ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後においてその幅員が四メートルを超えるものを除く。）。
 - ソ 溝、井せき、とい、水車、風車等を新築し、改築し、又は増築すること。
 - ツ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
 - ネ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
 - ナ 文化財保護法第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 土地の形質を変更する行為であって、次に掲げるもの
- イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
 - ロ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。
 - ハ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のための土地の発掘のために土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって、次に掲げるもの
- イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
 - ロ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - ハ 工作物の新築、改築、又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

- ニ 宅地内の土石を採取すること。
 - ホ 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 木竹の伐採であって、次に掲げるもの
- イ 宅地の木竹を伐採すること。
 - ロ 自家用のために木竹を択伐すること（塊状択伐を除く。）。
 - ハ 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - ホ 電線路の維持のために下刈り、つる切り、又は間伐すること。
 - ヘ 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
 - ト 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
 - チ 森林の保育のために通常行われる下刈り、つる切り、除伐、間伐、整枝等を行うこと。
 - リ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
 - ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
 - ハ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為
 - ニ 工作物の修繕のための行為
 - ホ 工作物の存する敷地内で行う行為（工作物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）
- 六 前各号に掲げる行為に附帯する行為

様式第 1 号 (第 4 条、第 6 条関係)

開発行為(変更)届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住 所	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

ふるさと宮城の水循環保全条例第 14 条第 1 項(第 3 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

水道水源特定保全地域の名称	
開発行為の種類	
開発行為の目的	
開発行為の場所	
開発行為の施行方法	
開発行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日

注 開発行為の変更の届出の場合には、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入し、その下に変更前の内容を括弧書で記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦長とします。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

氏名(名称・住所)変更届書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	住 所	郵便番号	
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他	
		電話番号	()

次のとおり氏名(名称・住所)を変更したので、ふるさと宮城の水循環保全条例第 14 条第 3 項の規定により、届け出ます。

開発行為の届出に係る事項	届 出 年 月 日	
	開発行為の場所	
	開発行為の種類	
氏 名 (名 称)	変 更 前	
	変 更 後	
住 所	変 更 前	
	変 更 後	
氏名(名称)又は住所を変更した年月日		

注 開発行為の届出に係る事項欄には、ふるさと宮城の水循環保全条例第 14 条第 1 項の規定により届け出ている事項を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦長とします。

様式第3号(第8条関係)

開発行為中止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住 所	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他
		電話番号 ()

次の開発行為を取りやめたので、ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則第8条の規定により、届け出ます。

開発行為の届出に係る事項	届出年月日	
	開発行為の場所	
	開発行為の種類	
開発行為を取りやめた年月日		

注 開発行為の届出に係る事項欄には、ふるさと宮城の水循環保全条例第14条第1項の規定により届け出ている事項を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とします。

様式第4号(第9条関係)

(表)

↑ 6 cm ↓		第 号
	ふるさと宮城の水循環保全条例第17条第2項の規定による身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
	年 月 日発行	
		宮城県知事 印
	← 9 cm →	

(裏)

ふるさと宮城の水循環保全条例(抜すい)

(開発行為に係る指導等)

- 第15条 知事は、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図るために必要と認めるときは、その必要な限度において、開発行為届出等をした者に対して、必要な措置をとるべきことを指導することができる。
- 2 前項の規定による指導は、開発行為届出等があった日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、水道水源特定保全地域における良好な水環境の保全を図る上で著しい支障があると認めるときは、書面により、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 4 前項の規定による勧告は、開発行為届出等があった日から起算して70日以内に行わなければならない。
- 5 知事は、第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 6 知事は、第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(実地調査)

- 第17条 知事は、第15条第1項の規定による指導又は同条第3項若しくは前条第2項の規定による勧告をするために必要な限度において、その職員をして、水道水源特定保全地域内の土地に立ち入らせ、又は開発行為の実施状況を検査させ、若しくは当該開発行為の良好な水環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則(平成一七年規則第九一号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第四項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第一二号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条第四項第七号及び別表第一号チの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一四号)

この規則中第五条第二項第四号の改正規定は平成二十三年四月一日から、同条第四項第九号の改正規定は同年六月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年規則第十六号)

この規則は、公布の日から施行する。